

【県域助成2】

社会福祉法人 宮城県共同募金会 令和8年度事業 地域福祉推進巡回車両整備助成事業 募集要項

1 目的

市町村社会福祉協議会が、地域における社会課題解決を目指して、地域福祉実践を地域住民とともに取り組むための地域福祉推進巡回車両整備費用として助成する目的とする。

2 助成対象団体

宮城県内市町村社会福祉協議会

3 対象事業

上記目的達成するため、次の事業を対象とする。

- (1) 地域における社会課題解決のため、必要な情報を収集する事業
- (2) 地域福祉実践に伴う事業
- (3) 災害支援に要する事業

4 対象外事業

- (1) 道路運送法における自家用自動車による有償運送法の規定に関連する事業
- (2) 車両の貸出し事業
- (3) 介護保険法に基づく事業

5 助成予算総額

助成予算総額は、毎年度300万円を予算計上する。ただし、募金総額が著しく減少した場合は、助成予算総額を見直す場合がある。

6 助成限度額

マイクロバス等特殊車両、及び普通車は助成金限度額の上限を200万円、軽自動車は上限を100万円とし、車両購入費用の総事業費75%までとする。なお、助成金は標準付属品のみ対象とし、オプション（ナビゲーションシステム、スタッドレスタイヤ等）は含まない。また、中古車両や車両リース代は不可。

7 募集期間

令和7年4月1日（火）～4月30日（水）

※市町村共同募金委員会必着（当日消印有効）

8 助成の手続き

(1) 申請書の受付及び提出書類

申請する市町村社会福祉協議会会长（以下、「社協会長」という。）は、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。

- ① 助成金申請書（様式第1）
- ② 助成金事業計画書（別紙1）
- ③ 助成金事業に係る収支予算書（別紙2）
- ④ 運営状況報告書（別紙3）
- ⑤ 定款又は会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 令和7年度事業計画書・収支予算書
- ⑧ 令和5年度度事業報告書・収支決算書
- ⑨ 車両申請調査書（別紙4）
- ⑩ 見積合せ点検票（別紙5）
- ⑪ 見積書、製品カタログ
- ⑫ その他本会が特に必要とする関係書類

※申請書類（①、②、③、④、⑨、⑩）は、本会ホームページからダウンロードできます。

（URL：<http://www.akaihane-miyagi.or.jp>）

(2) 助成決定

助成決定については、宮城県共同募金会配分委員会において、助成申請内容を精査し、必要経費の助成の可否を決定した後、助成金決定（却下）通知書（様式第2）により申請社協会長に通知する。

(3) 完了報告

助成事業が完了したときは、「宮城県共同募金会 共同募金の助成に関する規程」第12条に基づき、事業実施年度終了後の1か月以内に助成金事業完了報告書（様式第5）を本会に提出すること。

9 留意事項

- (1) 募金実績の状況及び事業予算枠を超える助成申請があった場合は、過去の本会からの助成状況や地域状況等を勘案して決定する場合がある。
- (2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。

- (3) 当該年度に本助成事業の助成決定を受けた法人は、3年間申請をすることができない。
- (4) その他、本要項に定めのない事項については、「宮城県共同募金会共同募金の助成に関する規程」によるものとする。

附則

この要項は令和7年3月31日より施行する。